

弁護士費用の専用保険

エール少短 個人事業主向け

エール少額短期保険などのトラブルに巻き込まれた際に、その場で弁護士に電話できるサービ法的トラブルが発生したスも提供する。法律に関する知識が少ない個人事業主を保障で支援する。償する専用保険の取り扱を起こしたり、訴えられたりした場合に対応。役員が痴漢冤罪(えんざい) 賠償などの案件に対応す

る。被害者・加害者にかかわらず、トラブルが発生した際に各分野に明るい弁護士を紹介。弁護士費用などを保険金でまかなう。金額は最も標準的なプランの場合で月額2万円2800円としている。中小企業や個人事業主では、顧問弁護士がいな泣き寝入りしたり、裁判にかかる費用面がネックとなつて訴訟を見送ったりすることもあるという。専用保険を用意することは、こうした問題の解消につながる。